

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 目的として、高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等が，明確に定められているか。

(観点に係る状況) 「将来性ある人間性豊かな実践的研究開発型技術者を養成する」という明確な教育理念，そしてこれからの科学技術の進歩に貢献できる技術者として備えるべき条件をもわかりやすく提示し，本校としての具体的な四つの教育目標を設定し，それに基づいて準学士課程の4学科及び専攻科課程2専攻それぞれの目標が設定されている。それらを達成することによって育成される四つの技術者像が明確に定められている。

さらに，本校が平成16年度に，工学（融合複合・新領域）関連分野でJABEEの認定を受けた「環境・生産システム工学」教育プログラムにおいても，このプログラムが目指している技術者像とその育成ための教育目標が明確に設定されている。

また，本校が北海道道北地域に存在する唯一の工学系高等教育機関であることから独立行政法人国立高等専門学校機構法に則り，地域貢献の重要性を理念として認識し，それを具体化するための目標を中期目標の一つに掲げている。さらに，準学士課程及び専攻科課程における到達目標の水準についても，JABEE教育プログラム修了時における学位（学士）取得，また実用英語技能検定，TOEIC等の各種資格試験に合格することを条件とするなど具体的に定められている。

(分析結果とその根拠理由) 明確な教育理念に基づいて，これからの産業社会における技術者として必要な条件を解りやすく提示し，そのような技術者を育成するための学校としての四つの教育目標が定められている。そして，これらの教育目標に基づいて，準学士課程における各専攻学科及び専攻科課程の各専攻の教育目標及び育成すべき人材像が定められている。以上のことから，本校は高等専門学校としての目的を明確に定めているといえる。

観点 1-1-②： 目的が，学校教育法第70条の2に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。

(観点に係る状況) 学校全体としての教育理念に基づき，準学士課程における教養教育と専門学科ごとの教育目標及び専攻科課程における専攻ごとの教育目標が明確に定められている。さらに，地球規模での資源枯渇あるいは環境破壊などの難しい問題が山積する中で，科学技術の一層の発展とそれらを担う優れた科学技術者としての資質についても提示されている。

(分析結果とその根拠理由) これからの科学技術者として果たすべき社会における役割が明確に定められており，学校教育法第70条の2に規定する「高等専門学校は深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを目的とする」とした目的から外れるものではない。

観点 1-2-①： 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

（観点に係る状況） 教職員に対しては、学校要覧，学内ウェブページ，自己点検・評価報告書等に掲載するとともに，配布して周知している。また，学生に対しては，学生生活のしおり，シラバス，専攻科案内パンフレット等に掲載・配布して周知している。さらに，準学士課程及び専攻科課程ともに入学時におけるオリエンテーション時にこれらの内容について，関係教員による説明が行われている。

（分析結果とその根拠理由） 上記のような周知に関する取組状況から，本校の目的は教職員・学生に対して十分に周知されている。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

（観点に係る状況） 本校の教育理念，教育目標，育成する技術者像等々についての社会に対する公表実態については，本校ウェブページへの掲載，学校要覧，学校案内，入学者募集要項等の多種類の冊子に掲載し，これらを道内全域の中学校，関係機関へ配布するとともに，旭川市内及び道内各地の入試説明会，あるいは中学校訪問時等の適切な機会を利用して配布し，本校入学者選抜委員会の委員を中心に口頭により説明している。

（分析結果とその根拠理由） 上記の各種資料の公表・説明実態及び配布状況一覧から，本校の目的は，社会に対して十分に公表・周知されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点） 本校の目的は，学校教育法に定められた以外に，時代の要請に即応した技術者を養成することを明確に示しており，この目的に基づいてこれまで蓄積してきた教育研究活動の実績により，産業界や地域社会から高い信頼を得ている。

（改善を要する点） 高等専門学校が設置され40数年が経過するが，設置後半世紀にもなろうとしているにもかかわらず社会における高等専門学校の認知度は必ずしも確固たるものには至っていないのが現状である。今後も優秀で適性のある学生を確保し，有能な技術者として育成するため，認知度を高めるための更なる努力が重要である。

（3）基準 1 の自己評価の概要

本校の目的・社会的使命として，教育理念に基づいた教育目標，育成すべき人物・技術者像が準学士課程及び専攻科課程それぞれについて定められている。また，国際標準を満たす技術者教育プログラムとしてJABEEの認定を受けた「環境・生産システム工学」教育プログラムにおいても学習教育目標・技術者像が明確に定められている。これらの目的等は，本校において準学士課程及び専攻科課程の5年間又は7年間の教育を受けた学生が，それぞれの専門分野において有能な技術者として活躍ができる技術・知識を修得できることを示したものである。また，地域社会における高等教育機関としての位置付けについても言及し，法人化に伴う独立行政法人国立高等専門学校機構法に

規定された、機構以外のものと共同して行う業務の一環としての地域連携・地域貢献を目標の一つとして掲げている。

したがって、以上のような内容は学校教育法第70条の2に規定された高等専門学校一般に求められる目的に適合するだけでなく、社会への貢献をも目指す本校の教育理念を的確に反映しているものと判断できる。

これらの目的は、学校要覧、学生生活のしおり、あるいはシラバス等々の各種資料に記載されており、これらを全教職員及び全学生に配布するとともに、学生に対しては入学直後のオリエンテーション時、あるいは年度初めの始業式等において周知している。

一方、これらの目的は、本校ウェブページへの掲載を始めとし、学校案内、専攻科パンフレット等に掲載し北海道全域の中学校・関係機関等に配布している。さらに、学生募集活動の一環としての中学校訪問、旭川市内及び道内各地における拠点入試説明会、道内高専合同入試説明会あるいは体験入学等のあらゆる機会を利用して、中学生、保護者、中学校教員及び関係者に対して配布・説明し、周知徹底を図っている。

以上のとおり、学校の目的が明確に定められており、またその内容が学校教育法に規定された高等専門学校一般に求められる目的に適うものであること、さらにこれらの内容が学校の構成員及び社会に対して適正な手段によって広く公表・周知されている。

